

+こどもの未来応援基金事業審査委員会の開催について

令和５年８月３日
支援局長決定
令和８年８月３日一部変更

- 1 こどもの未来応援基金の運営において、透明性及び公平性を確保するため、こどもの未来応援国民運動の発起人その他の者により構成される基金事業審査委員会（以下「委員会」という。）を開催する。
- 2 委員会は、次に掲げる事項を審査する。
 - 一 未来応援ネットワーク事業における支援金の対象経費及び上限額その他主な内容
 - 二 未来応援ネットワーク事業において支援金の交付先を選考するための公募の方法及び選考基準
 - 三 未来応援ネットワーク事業における支援金の交付先及び当該交付先へ交付する支援金の内容
 - 四 その他委員会の審査が必要と認める事項
- 3 委員会の委員は、こども家庭庁支援局長が依頼する者とする。
- 4 委員の任期は委嘱の日から令和 11 年 3 月 31 日までとし、委員は再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 5 会議の運営のため、委員の中から互選により委員長を選出する。委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 委員長は、会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、これを公開する。
- 8 委員会の庶務は、こども家庭庁支援局家庭福祉課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

こどもの未来応援基金 事業審査委員会

新 玉 早 代 日本証券業協会 社会連携本部 サステナビリティ推進室長

板 谷 ゆ り 児童養護施設 一陽 児童指導員

江 上 新 治 武雄市教育委員会 こども教育部長

神 谷 瑠 音 高校生

草 間 吉 夫 新島学園短期大学 教授

古 藤 雄 一 大阪市 こども青少年局 企画部 こどもの貧困対策推進担当課長

佐 藤 まゆみ 淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授

西 羅 文 香 高校生

伯 野 心 晴 高校生

長谷川 寛 郎 滋賀県社会福祉協議会 事務局長

古 川 剛 株式会社吉番屋 総務部 課長

水 橋 誉 放課後NPO アフタースクール 聖学院アフタースクール 責任者

(五十音順、敬称略。令和8年8月3日現在。)